

甲南学園ウェブサイト運用ガイドライン

平成 27 年 4 月 1 日

甲南学園広報部制定

(目的)

第 1 条 本ガイドラインは、学校法人甲南学園の教育、研究、社会貢献等の活動及び大学運営等、本学園の諸活動に関する情報を、ウェブサイトを経由して適切に発信するため、管理運用等について定めることを目的とする。

(公式サイト の 定義)

第 2 条 本学園の公式サイト（以下「公式サイト」という。）とは、本学園の組織又は専任教職員（以下「組織等」という。）が管理運用し、学園又は大学にあってはドメイン名「konan-u.ac.jp」を含み、高等学校・中学校にあってはドメイン名「konan.ed.jp」を含むウェブサイトとする。

2 公式サイトは、本学園の全学的なコンテンツ（文字、画像、音声、動画等で構成される情報の内容）を公開する全体サイトと、個別の組織等のコンテンツを公開する個別サイトで構成される。

(公式サイト の 管理運用体制)

第 3 条 公式サイト の 管理運用及び公開されるコンテンツ全般に関する基本方針は広報部が定め、広報部が総括的責任を負う。

2 広報部は、正確な情報発信に努めるなど、公式サイト の 適切な管理運用を図るものとする。

(全体サイト の 管理運用)

第 4 条 全体サイト の 管理運用及びコンテンツの作成、更新等の維持は、広報部が実施する。

(個別サイト の 管理運用)

第 5 条 個別サイトの設置は、本学園の部局及び専任教職員に限るものとし、個別サイト毎にウェブサイト管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定めなければならない。

2 個別サイトを設置する場合は、広報部に届け出なければならない。

3 個別サイトの管理運用及びコンテンツの作成、更新等の維持は、当該個別サイトの管理責任者において実施するものとし、当該個別サイトのコンテンツについては、当該個別サイトの管理責任者が一切の責任を負う。

(関連サイト の 運用管理)

第 6 条 公式サイト以外で組織等が管理運用するサイトを関連サイトとする。

2 関連サイトは、本学園の組織又は専任教職員に限って、必要に伴い設置されるものとし、

関連サイト毎に管理責任者を定めなければならない。

3 関連サイトを設置する場合は、広報部の許可を得なければならない。

4 関連サイトの管理運用及びコンテンツの作成、更新等の維持は、当該関連サイトの管理責任者において実施するものとし、コンテンツの内容については、管理責任者が一切の責任を負う。

(ウェブサイトポリシー)

第 7 条 広報部は、公式サイト及び関連サイトに記載するコンテンツの内容に関する基準等を定め、全体サイトにおいて甲南学園ウェブサイトポリシー（以下「ポリシー」という。）として公開する。

2 サイトの管理責任者は前項のポリシー及び関連諸規程を遵守し、コンテンツを公開しなければならない。

3 広報部は、サイトの管理責任者に対して、コンテンツの改善を求めることができる。

4 広報部は、ポリシー及び関連諸規程に反するコンテンツを発見した場合、当該コンテンツを直ちに削除することができる。

(コンテンツに関する管理運用)

第 7 条 広報部は、公式サイト全体の構造やデザイン等に関して、必要に応じて調整することができる。

2 広報部は、個別サイト及び関連サイトの管理責任者に対してコンテンツの改善を求めることができる。

(公式ウェブサーバの管理運用)

第 8 条 公式サイトを設置するウェブサーバを公式ウェブサーバとし、情報システム室が管理運用する。

2 公式ウェブサーバ上における全体サイトのコンテンツは、広報部において維持管理する。個別サイトのコンテンツは、当該個別サイトの管理責任者が維持管理するものとし、公式ウェブサーバを使用しない個別サイト及び関連サイトについては、各管理責任者がウェブサーバの管理運用及びコンテンツの維持管理を行う。

3 情報システム室は公式ウェブサーバ上の各サイトの管理責任者に対し、コンテンツの容量削減やサーバの負荷軽減について協力や改善を求めることができる。

(その他)

第 9 条 本ガイドライン以外に、公式サイト及び関連サイトの管理・運用に関し必要な事項は、広報部が定める。

附 則

本方針は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。